

横浜市市庁舎移転新築工事における発注手続き及び評価の進め方について

1. 横浜市市庁舎移転新築工事の発注手法

(1) 発注方式

新市庁舎整備については、平成 25 年度に策定した基本計画において次の視点を重視し 設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式） による工事発注としました。

- 高度な技術力・ノウハウ等の採用
- 工期短縮の可能性
- コスト縮減等
- 地域経済の活性化

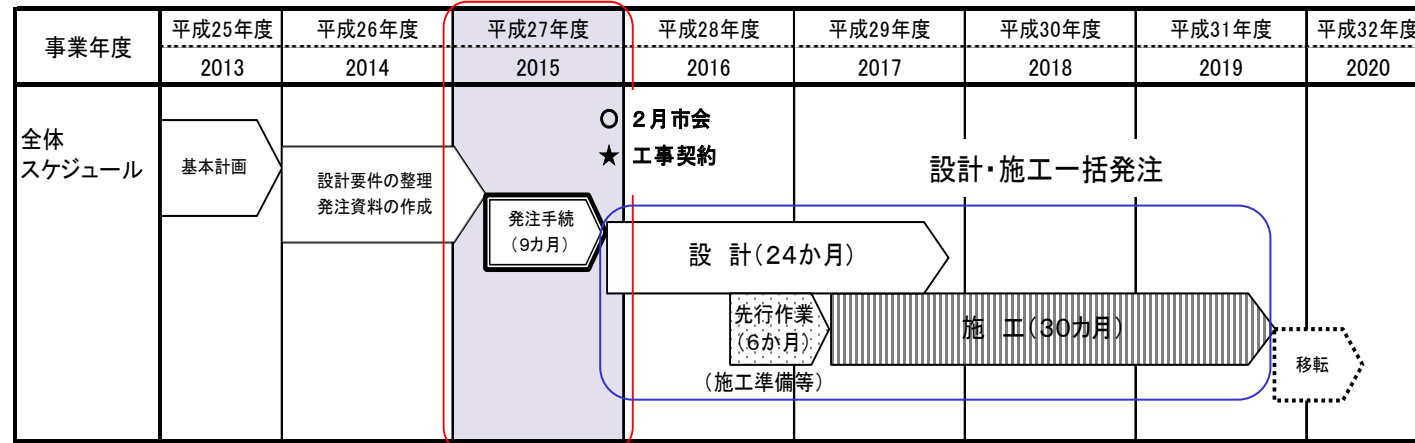
(2) 落札者の決定

施工業者の持つ独自の技術や工法・ノウハウを工事に反映させるため、高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式 を採用します。

通常の総合評価落札方式で求める施工方法に関する技術提案に加えて、工事目的物である市庁舎そのものに対しても高度な技術や優れた工夫を含む提案を入札参加者に求め、入札価格と技術提案を総合的に評価したうえで落札者を決定します。

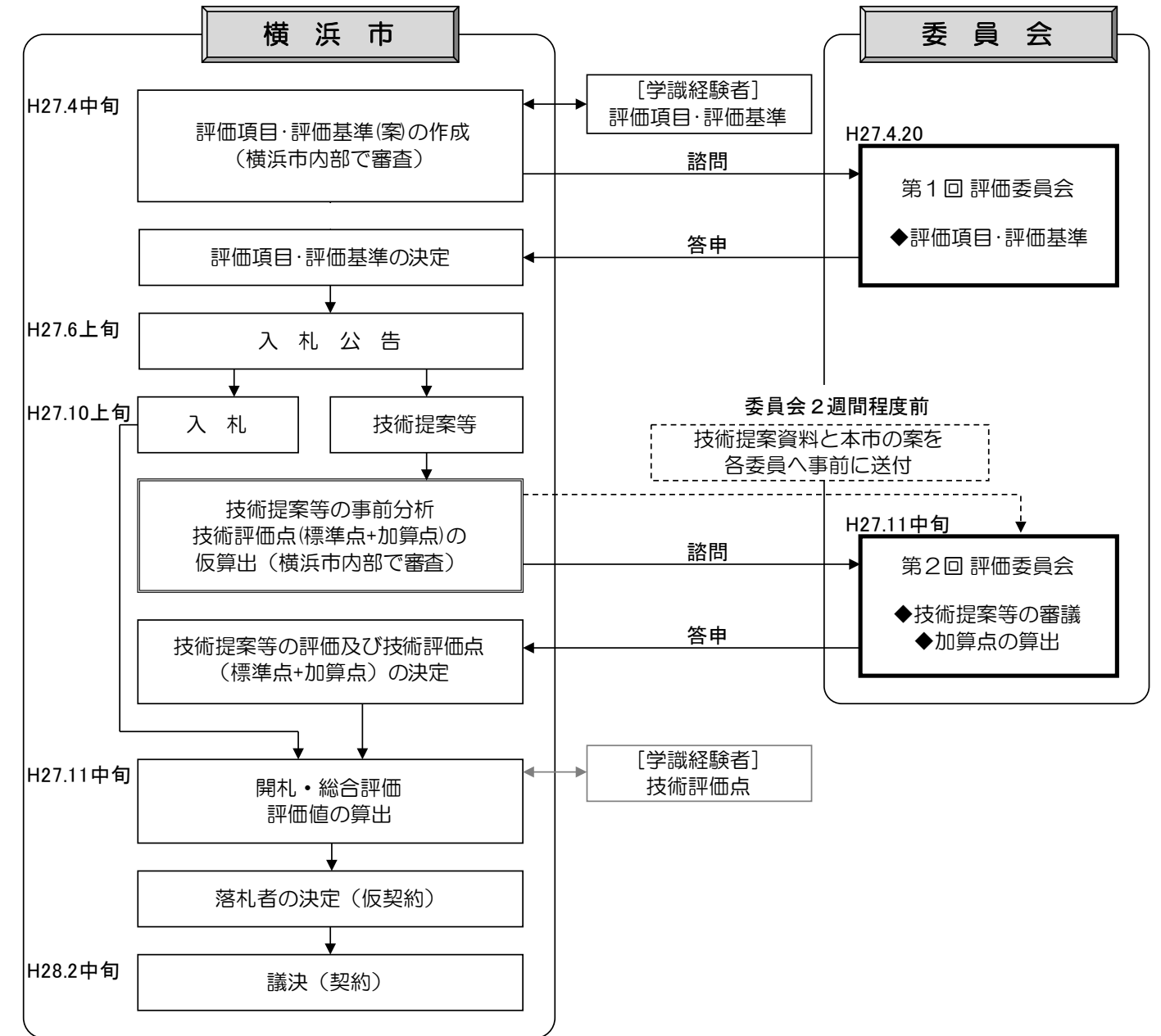
2. 事業の全体スケジュール

平成 25 年に策定した基本計画をもとに、昨年度は設計要件の整理等発注の準備を行ってきました。今年度は工事の発注手続きを行い、平成 31 年度のしゅん工を予定しています。



3. 発注手続きに関するスケジュール

今年度は、平成 27 年 6 月の入札公告、平成 28 年 2 月の契約を目指して発注の手続きを進めます。手続きに当たっては、評価委員会は 4 月（今回）と 11 月の 2 回開催する予定です。



4. 総合評価落札制度における評価について

(1) 総合評価落札制度の仕組み

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} ((\text{標準点}(100\text{点}) + \text{加算点}(60\text{点}))}{\text{入札価格(億円単位)}}$$

評価値の最も高い者が契約の相手方となる

※標準点：要求水準を満たしている場合に得られる得点
 ※加算点：入札参加者から提出された技術提案を評価基準に基づき算出

(2) 入札参加者に求める技術提案項目と加算点

項目ごとの具体的評価項目に配点を定め、技術提案内容に対して有意な検討内容に該当するかどうかを評価します。検討内容の評価に応じてⅢ～Ⅰの評価基準に対する点数を算出し、それらの合計点が加算点となります。

【横浜市市庁舎移転新築工事の技術提案項目と加算点(案)】

項目	具体的評価項目	加算点(60点)
Ⅰ 耐震技術	1 地震時の安全性確保、地震後の業務継続に関する提案 (1)在館者の安全確保、業務継続のための総合的な建築計画の考え方	4
	(2)具体的な構造計画概要と構造耐力上の設計目標値	5*
	2 ライフサイクルを通して、建築物の性能を最適に管理するための構造計画等に関する提案	3
Ⅱ 環境技術	3 建設予定地の地盤特性を考慮した構造計画に関する技術的所見	3
	1 エネルギーサービスプロバイダー導入検討に関する技術的所見	3
	2 低炭素型の市庁舎と、快適な室環境の両立に関する提案	4
Ⅲ 低層部の総合技術	3 創エネルギー、省エネルギー技術に関する提案	6*
	1 低層部及び屋根付き広場(アトリウム)のフレキシブルで多様な使い方に対応する構造架構及び環境・設備に関する提案	5
Ⅳ 高層部の総合技術	2 横浜市の市庁舎にふさわしいデザインに関する提案	5
	1 超高層建物の外壁構成要素に関する提案	5
Ⅴ 上記技術提案を確実に実施するための技術等	2 外壁構成要素が融合した高層部デザインに関する提案	5
	1 全体実施計画に関する技術的所見	4
	2 設計・施工体制及び取組みに関する技術的所見	4
	3 地域貢献及び環境配慮に関する技術的所見	4

※ 算出数値に基づき 定量評価 とする項目

加算点の配点の考え方

項目数	評価項目を多数設定することは入札参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質の低下が懸念されるため、5項目とする
加算点	合計を60点とする(国交省ガイドラインでは高度技術提案型50~60点) ・各項目10点を基礎点とし、残りの10点を本市がより重要と考える項目について、順に5点、3点、2点を基礎点に加える ・Ⅰ耐震技術は5点、Ⅱ環境技術は3点、Ⅴ上記技術提案を確実に実施するための技術等は2点を基礎点に加える

(3) 評価方法

総合評価落札方式における評価方式は、下表のような方式がありますが、今回の評価では **判定方式** を採用しています。

評価の方法としては、提出された技術資料について、技術資料の記入方法と評価基準に基づき厳正かつ公平に評価、審査します。

【工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法】

数値方式	提示された最高点に満点を、最低限の要求水準を満たす評価項目の数値に0点を付与し、その他の入札参加者の提案の評価点をそれぞれ按分した点数を付与する 入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与する
判定方式	2・3段階(優/良/可)等の階層とその判定基準を設け、入札参加者の提案ごとの評価項目値が該当する階層を判定し点数を付与する 入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要
順位方式	入札参加者の提案を順位づけし、順位により点数を付与する 各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大または過小となる場合があるため、使用にあたっては十分な留意が必要

出典：(国土交通省通知)

(4) 評価基準と有意な検討項目の設定と判定方法(優=Ⅲ、良=Ⅱ、可=Ⅰ)

1. 技術的所見など数値化が困難な定性的評価項目の評価については、具体的評価項目に対して発注者が考える「有意な検討項目」を予め設定することで客観性・公平性を確保しています。
2. 判定の評価基準は、優=Ⅲ・良=Ⅱ・可=Ⅰの3段階を基本とします。
3. 項目ごとの評価にあたっては、有意な検討項目には該当しないものの、評価に値する提案については「その他重視すべき提案(複数あっても適合数としては1項目とすることを基本とします)」として評価を行い、評価基準に基づき判定(Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ)を行います。
4. 評価項目及び評価基準については第1回評価委員会において審議いただきます。

(技術提案項目に対する評価基準の基本的な考え方)

- | | |
|------------------|-----------------|
| Ⅲ：非常に優れた内容の提案 | 4点(項目により点数は異なる) |
| Ⅱ：標準的な提案よりも優れた提案 | 2点(項目により点数は異なる) |
| Ⅰ：標準的な提案 | 0点(項目により点数は異なる) |